

36協定の届出様式が変わります！

これまでの様式では受理できなくなります。

詳しい資料はないの？

おすすめは「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」（以下「解説」）です。

www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf



いつから変更になるの？

協定期間が令和2年4月1日以後のものです。

全ての事業場が対象になるの？

限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務以外は全ての事業場が対象です（解説6ページ）。

除外：新技術・新商品等の研究開発業務

猶予：建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業

様式番号が変わるの？

様式番号は「様式第9号」で変わりませんが、内容が大幅に変わります（解説13ページ）。

内容はどう変わるの？

追加されたのは、協定時間数にかかわらず、1箇月100時間未満、かつ2～6箇月平均で80時間を超過しないことを認めるチェック欄です。

変更されたのは、①上限時間数については法定労働時間を超える時間での記載が必須になった、②起算日は1年の起算日のみ記載することになった点などです（解説13ページ）。

特別条項を締結するときも「様式第9号」でいいの？

特別条項を締結するときには、「様式第9号」ではなく、「**様式第9号の2**」（2枚組）を使用する必要があります。

猶予業種の建設業は、今後どの様式を使えばいいの？

「**様式第9号の4**」を使ってください。内容は、**これまでの**「様式第9号」と同じです。（解説11ページ）



運送業や医療機関も「様式第9号の4」でいいの？

いいえ。運送業や医療機関については事業ではなく「自動車運転の業務」、「医師」と職種で猶予されているので、それ以外の職種については「様式第9号」で協定する必要があります。

一方、猶予されている職種については「様式第9号の4」でも構いません。

ですから、運送業や医療機関等では、全職種分を「様式第9号」にまとめるか、「様式第9号」、「様式第9号の4」の2通の協定届を提出してください。



他に注意した方がいいことはある？

①特別条項を締結する場合でも、1箇月の上限時間数は100時間**未**満です（協定届には「～未満」ではなく、必要最小限の具体的な時間数を記入してください。）

②労働者の過半数代表を適切に選任してください（解説の12ページ）。不適切な場合、協定自体が無効になります。

③協定届の他に協定書を作成しない場合は、協定届の労働者代表の氏名を自筆とするか押印してください。



届出するときの注意点は？

郵送、持参どちらでも受け付けています。控をお返しますので、協定届を**正副2部**提出するようご協力願います。また、郵送の場合は切手を貼付した返信用封筒も同封願います。



簡単に作成できる方法はないの？

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」に必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署へ届出可能な36協定を作成できるツールがあります。

様式もダウンロードできます。

スタートアップ労働条件

検索



わからないことはどこへ聞けばいいの？

労働基準監督署へお問い合わせください

（3月は混雑しますので、お早目のお問合せをお勧めします）

千葉：043-308-0671 船橋：047-431-0182 柏：04-7163-0246

銚子：0479-22-8100 木更津：0438-22-6165 茂原：0475-22-4551

成田：0476-22-5666 東金：0475-52-4358



そもそも36協定とは？基礎的なことから相談したい場合は、

千葉働き方改革推進支援センター 0120-17-4864

もご利用ください。